

# 船舶事故調査報告書

平成25年4月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年10月21日（日） 09時45分ごろ
発生場所	北海道室蘭市イタンキ漁港南方沖 室蘭市所在のチキウ岬灯台から真方位048° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯42° 19.4′ 東経141° 02.0′）
事故調査の経過	平成24年10月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 26 漁成丸、4.9トン 200-38161北海道、個人所有 12.20m (Lr) × 3.20m × 1.04m、FRP ディーゼル機関、330.90kW、平成19年10月5日 B 小型兼用船 一喜丸、1.39トン 202-04487北海道、個人所有 7.29m (Lr) × 1.45m × 0.60m、FRP ガソリン機関、29.42kW、昭和55年6月2日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月25日 免許証交付日 平成20年12月19日 （平成26年10月18日まで有効） B 船長B 男性 50歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年8月30日 免許証交付日 平成24年8月27日 （平成29年8月29日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（同乗者B1及び同乗者B2）
損傷	A 球状船首に擦過傷等 B 右舷船首外板に擦過傷等
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、イタンキ

	<p>漁港東方沖0.7M付近の釣り場を出発し、船長Aが、操舵室の椅子に腰を掛け、手動操舵で操船に当たり、イタンキ漁港南東方沖に設置された定置網の北端及び北西端を通過して変針し、イタンキ漁港南方沖を対地速力約8ノットで南南西進した。</p> <p>船長Aは、釣り場を発進する際、目視で周囲を見回したところ、イタンキ漁港南西方沖に漁船3隻を認めていたが、同港南方沖には他船はいないものと思い、視界が良かったのでレーダーを使用せず、同漁船及び定置網の浮き球を観察しながら航行を続けた。</p> <p>船長Aは、船首にいた釣り客1人が手を挙げて叫んだので、不審に思っ減速したところ、平成24年10月21日09時45分ごろA船球状船首とB船右舷船首が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B1、同乗者B2ほか2人の計4人を乗せ、イタンキ漁港南方沖0.7M付近のたこ箱漁施設の浮き球（以下「漁具」という。）にロープで係留し、船首を西方に向けて釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、右舷方から南進するA船に気付いていたが、A船はB船と同じ場所で釣りを行うものと思い、また、まさか衝突することはないものと思い、船尾甲板に置いたクーラーボックスに腰を掛けて左舷側を向いて釣りを行っていたところ、船首甲板で右舷側を向いて釣りをしていた同乗者B1が、右舷方約30～40mに接近するA船に気付いて声を上げたので、同乗者4人と共に立ち上がってA船に向けて手を挙げて大声で叫んだ。</p> <p>同乗者4人は、衝突の危険を感じてB船の右舷側からそれぞれ海に飛び込んだ。</p> <p>船長Bは、A船の釣り客が騒いでいることが見え、A船が減速して変針したように見えたので大丈夫と思ったところ、なおA船が低速で接近するので、一人で船首に移動してA船船首を手で押したが、A船球状船首とB船右舷船首が衝突した。</p> <p>船長Aは、携帯電話で家族に連絡を行って救急車の手配を指示し、A船の釣り客が海に飛び込んだB船の同乗者3人をA船に引き揚げて救助した。</p> <p>船長Bは、同乗者1人をB船に引き揚げて救助した。</p> <p>両船は、それぞれ自力でイタンキ漁港へ帰港した。</p> <p>本事故により、同乗者B1及び同乗者B2が海に飛び込んだのち、同乗者B1がB船の右舷側から船首を通過して左舷側に泳いで逃げようとした際、A船船首で顔を強打して顔面挫裂創、鼻骨骨折及び頸椎捻挫を、同乗者B2が頸椎捻挫、腰椎捻挫及び右肩打撲をそれぞれ負った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5～6、視界 良好  海象：波高 約0.5～1m、水温 約18℃</p>

	室蘭市に強風、波浪注意報が発表されていた。
その他の事項	<p>A船は、ふだんは漁船として使用されていたが、8月を除く夏から秋に掛け、月に2回程度遊漁船として稼働していた。</p> <p>B船は、ふだんは漁船として使用されていたが、B船の同乗者が船舶所有者から借用し、イタンキ漁港南方沖で釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、自ら小型船を所有し、ふだんから趣味として沖釣りを行っていたが、本事故発生場所付近で釣りを行った経験はなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、イタンキ漁港南方沖を南南西進中、船長Aが、同港南方沖には他船はいないものと思い、同港南西方沖の漁船3隻及び定置網の浮き球を観察しながら航行を続け、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漁具に係留して釣り中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、イタンキ漁港南方沖で漁具に係留して釣り中、船長Bが、B船に向かって接近するA船に気付いていたが、B船と同じ場所で釣りを行うものと思い、また、衝突することはないものと思い、漁具に係留して釣りを続けていたところ、A船が接近することから、同乗者と共に立ち上がって手を挙げて大声で叫んで避航を促し、危険を感じた同乗者4人が海に飛び込んだのち、一人で船首に移動してA船船首を手で押したが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	本事故は、イタンキ漁港南方沖において、A船が南南西進中、B船が漁具に係留して釣り中、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、特定の物標にのみ注意することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・釣りをを行う際は、旗等の目印を掲げることが望ましい。</li> </ul>